



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の設立認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………

……………(東京都収用委員会)……………

正誤

○平成二十七年十二月十四日付東京都告示第七百九十一号……………

……………五……………

告示

●東京都告示第十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年一月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年一月六日から平成三十二年十二月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地

港区虎ノ門一丁目十九番五号

五 設立認可の年月日

平成二十八年一月六日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十八年二月四日

●東京都告示第十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月六日

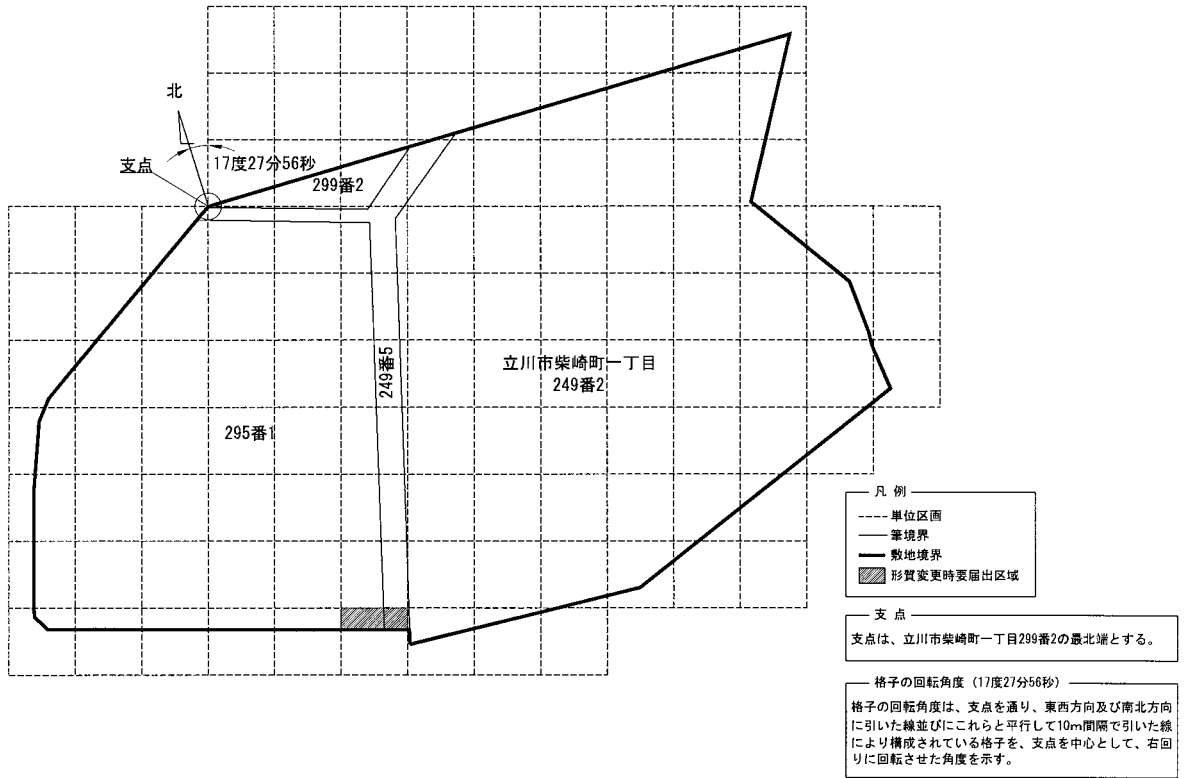
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市柴崎町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

別図



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市緑町二丁目二千五百一十一番一及び同番三
新宿区西新宿二丁目四番一

住友不動産株式会社
代表取締役 仁島 浩順

西東京市芝久保町五丁目二千三百三番二及び二千三百四番一
武蔵野市境二丁目二番七号
パラダイスリゾート株式会社
代表取締役 森 和彦

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年1月6日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 西東京都市計画道路事業 3・2・6号調布保谷線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、

地番、地目及び地積等	4 土地所有者の氏名及び住所	別記のとおり	5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類	6 裁決手続開始決定年月日 平成27年12月18日
------------	----------------	--------	----------------------------------	---------------------------

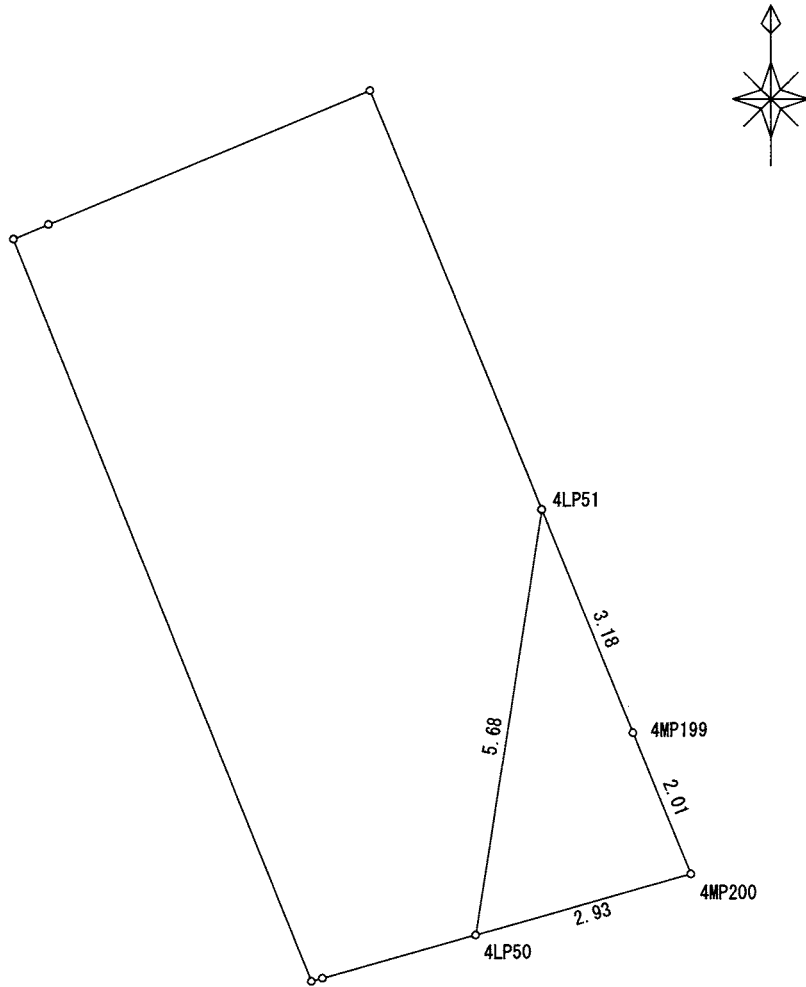
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	別図のとおり
東京都西東京市 泉町六丁目	2323番28	宅地	56.95 ㎡	55.41 ㎡	7.58 ㎡	大橋 治	東京都西東京市泉町 六丁目12番1号				

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都西東京市泉町六丁目2323番28のうち

7.58平方メートル



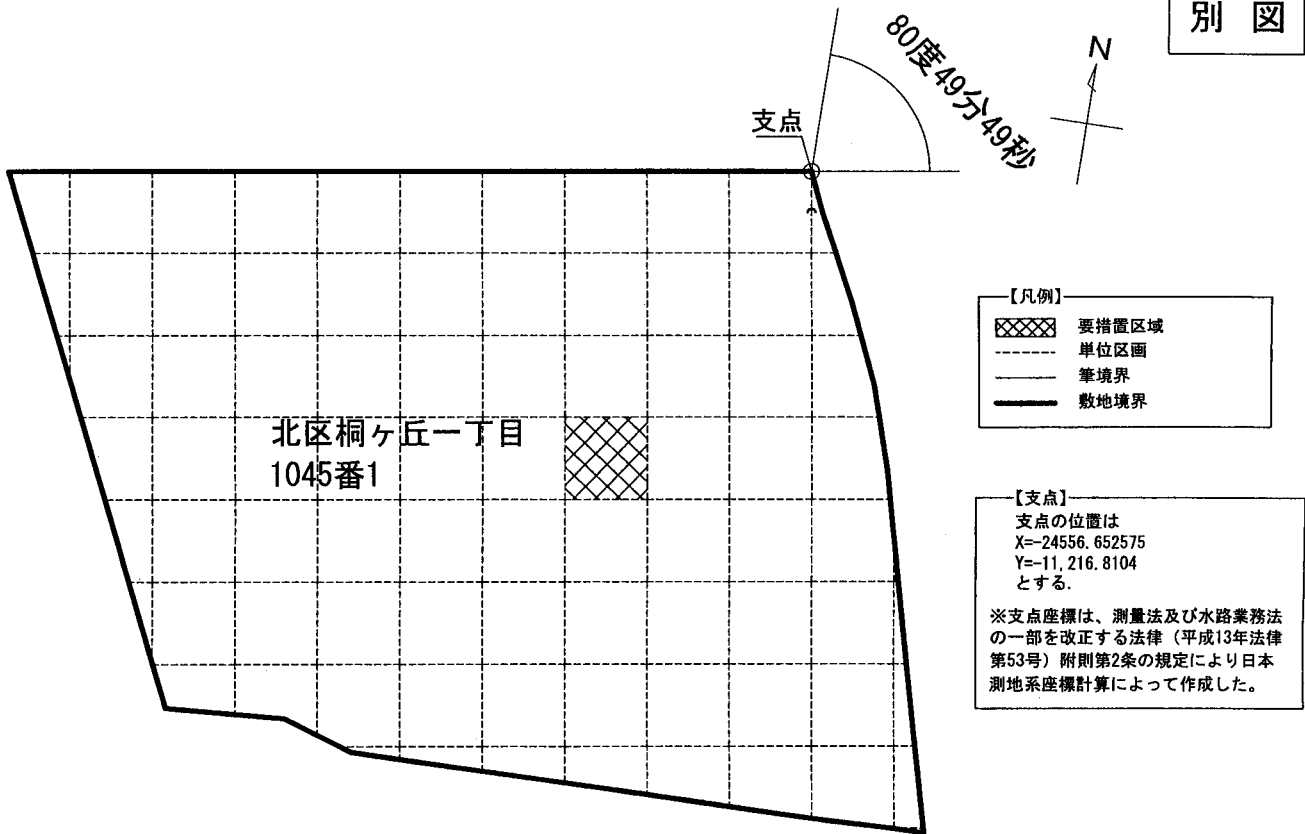
単位：メートル

点名	X	Y	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	標識の種類
4LP50	-28650.156	-24623.370	56039.705136	金属紙
4LP51	-28644.540	-24622.499	-59265.553260	刻印
4MP199	-28647.487	-24621.301	-56034.484572	金属紙
4MP200	-28649.351	-24620.543	59275.507219	金属紙
		倍面積	15.174523	
		面積	7.5872615	
		地積	7.58 m ²	

正 誤

○平成二十七年十二月十四日付東京都告示第七百九十一号
二ページ下段の別図を次のように訂正する。

別 図



【凡例】

- ☒ 要措置区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

【支点】

支点の位置は
 $X = -24556.652575$
 $Y = -11,216.8104$
 とする。

※支点座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（80度49分49秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001